

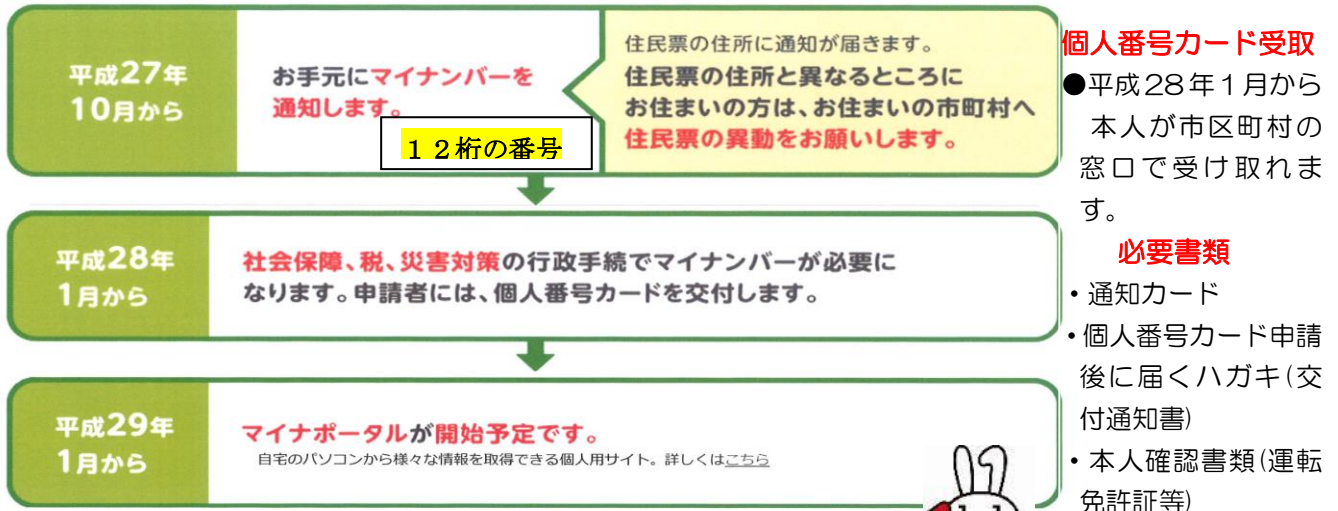
税理士みむらの プチ経営塾

政府広報、国税庁他より



平成25年5月24日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、マイナンバーと呼称します)」及び関連法が成立、平成27年10月5日を施行期日とし、平成28年1月1日にマイナンバーの利用を始めることが決定されました。

今後のスケジュール



3つのメリット



| 1.行政の効率化 | 2.国民の利便性の向上 | 3.公平・公正な社会の実現 |
|---|--|--|
| <p>行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。</p> | <p>添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができます。</p> | <p>所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受け取ることを防止するとともに、本当に困っている方々にきめ細かな支援を行うことができます。</p> |
| <p>税 税務署等に提出する書類への記載</p> | <p>社会保障 年金 医療保険 介護保険 生活保護 児童手当 など</p> | <p>災害対策 防災・災害対策に関する役所関係の事務</p> |

法人番号の制度概要

法人の
場合

法人番号は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。平成27年10月から法人には1法人1つの番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。番号の通知後、法人番号は、原則としてインターネット(法人番号公式サイト)を通じて公表します。

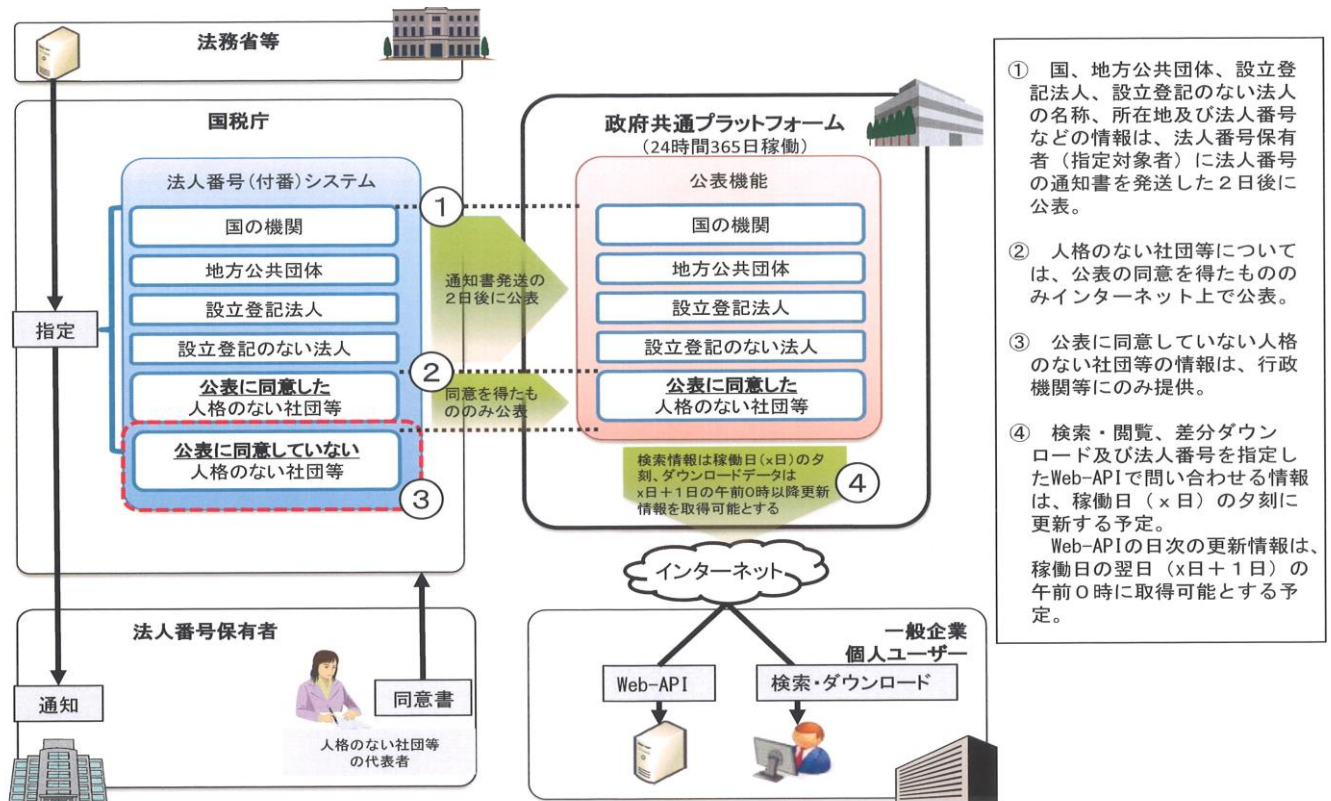
個人のマイナンバーは、当面は社会保障分野、税分野などに利用範囲が限定されていますが、法人番号は、官民間問わず様々な用途でその活用が可能なものと位置付けられており、広く一般に公表されます。法人番号により公表される情報は、指定を受けた団体の①商号・名称、②本店・主たる事務所の所在地、③法人番号の3項目です(基本3情報)。

法人番号の公表に関するスケジュールは・・・

現時点においては、法人番号の指定を受けた者に対する通知の開始が平成27年10月からになる見込みであるため、法人番号の公表も平成27年10月下旬からになります。

なお、番号法の施行日時点で法人番号の指定対象となる設立登記法人に対する法人番号の通知は、平成27年10月頃から順次行い、同年11月末頃までに完了する見込みです。そのため、全ての団体の情報を対象とした**検索・閲覧は、平成27年12月から可能**となる予定です。

公表情報の公開・更新のタイミング



法人番号の導入のメリットは・・・

わかる。

→法人番号により企業等法人の名称・所在地が**わかる**。

つながる。

→法人番号を軸に企業等法人が**つながる**。

ひろがる。

→法人番号を活用した新たなサービスが**ひろがる**。